



【目次】

- 役員の税務 第1回～税務上の役員の範囲～
- 相続の勉強部屋 シリーズ第五回 一遺留分の制度一
- 高額療養費 申請していますか？
- 申告不備と納税遅延のペナルティ

役員の税務 第1回～税務上の役員の範囲～

会社経営において、重大な役割を担う会社役員。一般の従業員とは異なり、その権利や義務、責任については複雑なものがあります。また、税務上においても様々な規制が設けられています。

このコーナーでは、役員に係る税務上の注意点についてご紹介していきます。

税務上の役員とは？

1 法律上の役員

会社の役員については、「**会社法**」で定められており、法人税法上でも役員とされます。

例えば 取締役、執行役、会計参与、
監査役、理事、監事及び清算人など

2 法人税法特有の役員

税法上では、上記に加え、「職制上**使用人として**の地位をもたず**に会社経営に従事している人**」も役員とみなします。

例えば 取締役や理事となっていない
会長、理事長、相談役、顧問など

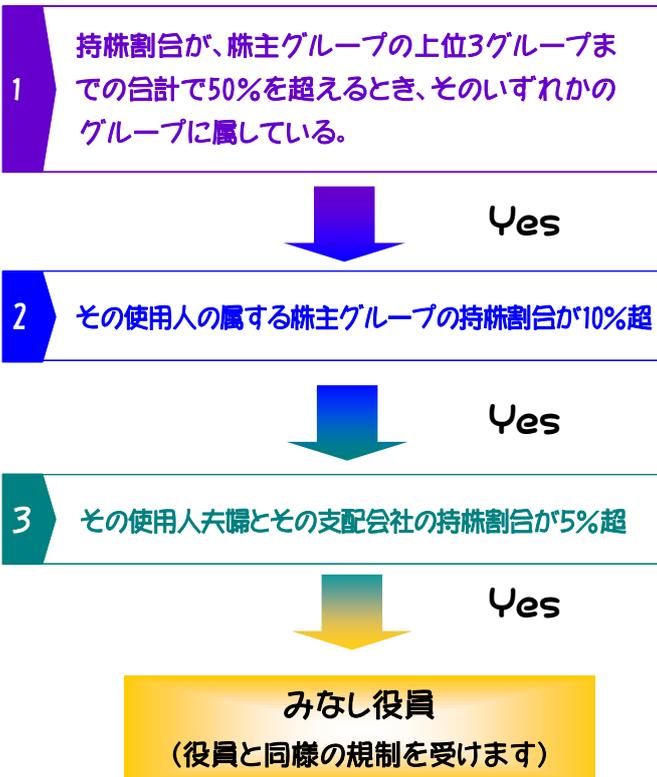
3 同族会社のみなし役員

同族会社においては、株主と会社間で利害関係の対立が起こりにくく、税額の計算上、恣意的な計算が行われやすいという考えから、特別の規制が設けられ、一定の要件を満たす**経営に従事している使用人**は役員とみなされます。

※同族会社とは？

会社の株主等の**三人以下**で、その会社の発行済株式総数又は出資金額の**50%超**を有する会社（少数の株主で支配している会社）をいいます。

同族会社のみなし役員の判定



このように、税務上では法定の役員に加え、税法特有の役員もその範囲に含むこととなります。

したがって、賞与支給の有無、報酬(給料)の改定時期などによっては、損金とならない場合があるので、注意が必要です。

次回は、具体的な税務処理についてご紹介していきます。

相続の勉強部屋

第五回

相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。
五回目は『遺留分の制度』についてご案内いたします。

★ 遺留分とは ★

民法には「遺留分」という制度が設けられており、遺族のために最低限相続できる財産を保証する制度をいいます。

被相続人（相続される人）は、原則的には自分の財産を遺言によって自由に分配することが可能であり、仮に「遺留分」の制度がない場合、全財産を全くの他人に分配することができ、残された遺族が生活に困るなどのケースが生じてきます。

こうした事態を避けるために、この「遺留分」の制度が設けられています。

★ 遺留分の割合 ★

遺留分は相続人の全てに認められているわけではなく、被相続人の相続人のうち配偶者・子・直系尊属にのみ認められ、**兄弟姉妹には遺留分はありません。**

この遺留分の割合は、被相続人の相続人が**直系尊属のみである場合は遺産の3分の1、それ以外の場合は全体で遺産の2分の1**と決められています。

なお、遺留分のある相続人が複数いる場合には、各人の遺留分は遺留分にそれぞれの法定相続分を乗じた割合になります。

【法定相続人の区分に応じた遺留分の割合】

法定相続人が、

- ① 配偶者のみ …… 配偶者 1 / 2
- ② 子のみ …… 子 1 / 2
- ③ 配偶者と子 …… 配偶者 1 / 4
- …… 子 1 / 4

④ 直系尊属のみ …… 直系尊属 1 / 3

⑤ 配偶者と直系尊属

…… 配偶者 1 / 3

…… 直系尊属 1 / 6

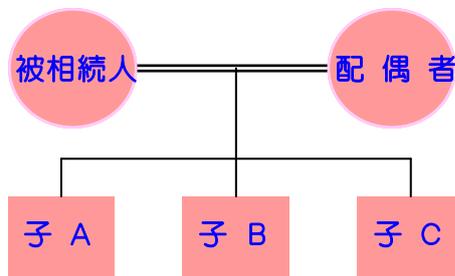
⑥ 上記②のケースで子が3人の場合

…… 各子 1 / 6
 (1 / 2 × 1 / 3)

* 子や直系尊属が複数の場合は、その遺留分を頭割りする。

★ 遺留分の計算例 ★

*例 遺産額が9,000万円で、法定相続人が配偶者と子が3人の場合の遺留分の額



配偶者	$9,000万円 \times 1/2 \times 1/2$	=	2,250万円
子A	$9,000万円 \times 1/2 \times 1/2 \times 1/3$	=	750万円
子B	同上	=	750万円
子C	同上	=	750万円

計 4,500万円

★ 遺留分の減殺請求 ★

遺留分は自動的に認められるわけではなく、遺留分を侵害されていると知った日から1年以内に「遺留分の減殺請求」をしなければなりません。

この減殺請求は、自分の遺留分に相当する財産を相手の受贈分から減らすよう請求することをいい、相手に請求の意思表示をする又は家庭裁判所に調停を申し立てることになります。



高額療養費 申請していますか？



大ケガや大病により長期入院したり、治療が長引いた場合、病院の窓口で支払う医療費の自己負担額が大きくなってしまいます。そこで、家計への負担が軽減されるよう、ある一定額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。今回は、これまでにこの制度を活用した方も多いかと思いますが、改めて高額療養費についてご説明いたします。

高額療養費制度とは、病院などの窓口で支払った医療費が自己負担限度額を超えたときに、申請により支給される制度です。

ポイント1 自己負担限度額

70歳以上と70歳未満で計算方法が異なります。70歳未満の方の医療費の1ヶ月あたりの自己負担限度額は下の図のようになります。

区分	自己負担限度額
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <83,400円>
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <44,400円>
低所得者 住民税非課税世帯	35,400円 <24,600円>

* 〈 〉内の金額は、多数該当の場合の限度額。

例えば一般の方が窓口で150,000円支払った場合。（総医療費は、500,000円）

●自己負担限度額 **82,430円**

* (80,100円 + (500,000円 - 267,000円) × 1%)

●高額療養費として支給される額 **67,570円**

* (150,000円 - 82,430円)

また、入院時の食事療養費や差額ベッド代などの保険診療の対象にならないものは除かれます。

ポイント2 毎月ごと・病院ごとに計算

自己負担限度額は、月の初日から月末までの受診を1ヶ月とし、複数の病院や診療所にかかった場合はそれぞれ別に計算されます。総合病院の場合は診療科ごとに計算されます。

例えば9月後半から10月初めまで入院し、9月の医療費が60,000円、10月は40,000円の場合は支給されません。

ポイント3 入院と通院は別計算

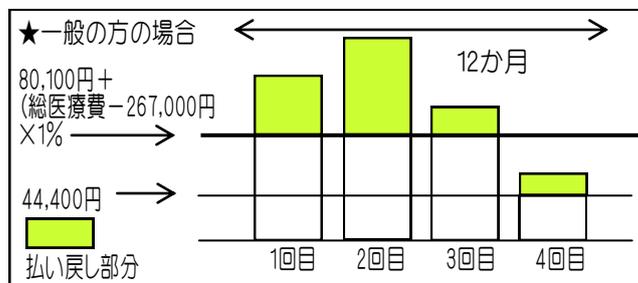
同一の病院でも、入院と通院は別計算になります。ただし、総合病院に入院している方が他の診療科で治療を受けた時は、合算することができます。

ポイント4 世帯合算もできる！

自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月に同一世帯（被保険者とその被扶養者）で21,000円以上のものが2件以上生じた場合、これらを合算した額が自己負担限度額を超える場合に支給されます。同一人が同一月に2つ以上の医療機関にかかった場合も同じです。例えば、同一月内の一部負担金が外科で70,000円、耳鼻科で30,000円の場合は、支給されません。

ポイント5 多数該当の場合

同一世帯で1年間(直近12ヶ月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目から自己負担限度額が変わります。左記の図の〈 〉内の金額になります。



ポイント6 現物給付化

従来の制度では、病院などの窓口で一度自己負担額を支払ってから、社会保険事務所に申請をするという流れでした。しかし、70歳未満の方であっても、平成19年4月から入院に係る窓口での支払いを、事前に社会保険事務所に「健康保険限度額適用認定書」の申請をし、交付された認定証を医療機関の窓口へ提出することで、医療費を自己負担限度額にとどめることができるようになりました。

今回は、70歳以上の方の申請や長期高額疾病についてなどご紹介できなかったものもあります。また、機会がありましたらご紹介させていただきます。

申告不備との 納税遅延ペナルティ

我々の業務には、特に期限と正確性がつきものです。日々の仕事の集大成となるのは、やはり決算業務であり、期限までに申告書を作成・提出し、そして、税金を納めてもらうことで完結するものです。

さて、ここで、申告内容に不備があったり、税金を期限までに納付しなかったりした場合、どのようなペナルティがあるのでしょうか？

附帯税が課せられます！

附帯税には、**加算税、利子税、延滞税**（地方税では、加算金、利子金、延滞金という。）があります。



申告に対する附帯税 ⇒ 加算税(4種類あり)

種類	どんなときに課されるか？	計算式
過少申告加算税	・期限内に申告した税額が少なく、修正申告したとき ・更正処分を受けたとき	増加税額×10% (増加税額のうち期限内申告税額又は50万円超の部分は15%)
無申告加算税	・期限後に申告したとき ・申告をせず決定処分を受けたとき	納付税額×15% (納付税額のうち50万円超の部分は20%)
不納付加算税	・納期限に源泉所得税を納めなかったとき	納付税額×10%
重加算税	① 仮装隠ぺいによる過少申告のとき ② 仮装隠ぺいによる期限後申告及び無申告のとき ③ 仮装隠ぺいによる源泉税不納付	① 増加税額×35% ② 納付税額×40% ③ 納付税額×35%

申告に対する附帯税 ⇒ 利子税、延滞税

利子税	・延納が認められたとき	未納税額×利子税率×延納日数
延滞税	・本税の一部又は全部を納期限までに納付しないとき	未納税額×年14.6%×延納日数 (期限後2ヶ月以内は利子税率が適用)

※利子税率=前年11月30日の公定歩合+4%

附帯税が課せられない

または、**軽減される**ケースもあります。



- ★調査前に**自発的に修正申告した場合**には過少申告加算税は課されません。
- ★申告意思が認められる(**申告期限後2週間以内の申告で期限内に税額を納めている**)場合には無申告加算税は課されません。
- ★納期限から1ヶ月以内の納付で直前1年分について納付遅延がない場合には不納付加算税は課されません。
- ★調査前に**自発的に申告**した無申告加算税、調査前に**自発的に納付**した不納付加算税の税率は5%に軽減されます。

申告不備や納付遅延には以上のようなペナルティがあります。たまに、〇〇会社の追徴税額〇〇円というニュースが流れますが、ほとんどは税務調査で発覚し、課されるものです。

普段からきちんとした経理処理や期限管理をすることが大切です。

編集後記



最近、私は休日の空いた時間に**健康のため歩く**ように心掛けています。とは言っても、近所を子供と一緒に散歩するだけです...

それでも、季節感を肌で感じる事ができたり、意外な発見があったりと楽しいものです。いい気分転換にもなりますし健康にも良いので皆さんも試してみたいいかがでしょうか。(古山)

月刊グローバル 2008年10号

2008年9月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。